



平成24年6月25日

住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。

去る6月18日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士6名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙のとおり公表します。

平成24年度 一級建築士の懲戒処分について（第1回）

1 吉田 他起子（登録番号 第222069号）

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止11月

② 処分の原因となった事実

石川県内の建築物（5物件（長期優良住宅認定：平成21年12月、平成22年1月、同年2月（2物件）、同年3月））について、タマホーム（株）野々市支店一級建築士事務所（石川県知事登録第13445号）の業務に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手続において、当該申請手続の代理者として、長期優良住宅認定申請書の内容と現場が異なるにもかかわらず、長期優良住宅認定申請書を作成して所管行政庁に提出し、認定を受けた。

また、上記5物件のうち2物件について、当該申請手続の代理者として、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号）等に基づく、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（以下「完了報告書」という。）を所管行政庁に提出する際、添付書類である検査済証の写しの改ざんを行い、これを提出した。さらに、上記5物件のうち別の2物件について、当該申請手続の代理者として、完了報告書を所管行政庁に提出する際、添付書類である検査済証の写し及び工事監理報告書の写しの改ざんを行い、これを提出した。

なお、5物件とも建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている。

2 久保 直輝（登録番号 第236149号）

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止4月

② 処分の原因となった事実

三重県内の建築物（1物件）について、（有）ホクセイ工房（三重県知事登録第1-1389号）の業務に関し、建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく「確認済証」の交付を受けずに建築工事を行った。

また、同物件について、工事監理者として、「確認済証」の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

3 木藤 義巳（登録番号 第214045号）

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（1物件（建築確認：平成23年8月））について、北海道ガソン（株）（北海道知事登録（石）第5406号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項に基づく札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）第36条第1項第1号の規定に違反する設計（自動車車庫の敷地において、幅員6メートル未満の道路に面する箇所に自動車の出入口を設けてはならないにもかかわらず、適合しない設計）を行った。

4 前田 登 (登録番号 第147312号)

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

兵庫県内の建築物(1物件(建築確認:平成22年6月))について、(株)前田建築設計事務所(大阪府知事登録(ロ)第21786号)の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第119条の規定に違反する設計(廊下の用途が共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用のもので、廊下の両側に居室がある廊下以外の廊下の幅は1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、1.2メートルに満たない設計)を行った。

5 菅野 憲 (登録番号 第119313号)

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

岡山県内の建築物(1物件(建築確認:平成20年9月))について、一級建築士事務所(株)ユー・ディ・ディ設計(岡山県知事登録第12147号)の業務に関し、設計者として、建築基準法第43条第2項の規定に基づく岡山県の建築物の制限に関する条例(昭和26年岡山県条例第10号)第8条の規定に違反する設計(建築物の敷地が、幅員4メートル以上の道路に3メートル以上接しなければならないにもかかわらず、適合しない設計)を行った。

6 鈴木 健雄 (登録番号 第92898号)

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物(1物件(建築確認:平成23年1月))について、(株)鈴木健雄設計室(愛知県知事登録(い-19)第4836号)の業務に関し、確認申請の代理者として、都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に基づく許可書の写しを改ざんした文書を添付して、虚偽の確認申請を行った。